

一般社団法人人間青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人間青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間市高倉4丁目4番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会及び国家の発展を図り会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成
 - (2) 地域を牽引する人材を育成する事業
 - (3) 地域における諸問題の調査研究及び地域貢献事業
 - (4) 経済問題の解決や地域の人々の生活の安全、安定化、活性化に努める事業
 - (5) 国政並びに県政、市政の健全な運営の確保
 - (6) 会員の意識の啓発、知識の習得、能力の開発及び教養の向上を図る事業
 - (7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 入間市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する年齢満20歳以上40歳未満の品格ある青年。ただし、正会員である年度中に40歳に達した者は、当該年度中は正会員の資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、特別会員になることを希望するもの

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助することを望む個人及び団体

(4) 名誉会員 正会員または法人の特別会員でない者で、この法人の設立発展に功労があり理事会において推薦されたもの

2

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員以外の会員の入会に関する事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

(会員の権利)

第10条 会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成のために必要な全ての事業に参加する権利を平等に保有する。

(会員の義務)

第11条 会員は、この定款に定めるもののほか、定款その他の規程を遵守し、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

(除名)

第12条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において総正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 第9条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 資格を喪失した会員がすでに納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

3

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第17条 総会は、通常総会として毎年度1月に開催するほか、8月、11月その他必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項並びに書面による表決の可否その他法令で定める事項を示した書面により、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による表決をすることができる場合は、少なくとも総会の日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議及び定足数)

第21条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、書面又は電磁的方法による表決は、第18条第4項において、書面又は電磁的方法による表決ができるとされている場合に限り適用する。

2 前項の表決があった場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された2名以上の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等及び職員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 正会員のうち4名以上27名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、他の役員を兼務することが出来ない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

5

3 副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

3 前2項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長)

第31条 この法人に、任意の機関として、直前理事長1名を置くことができる。

2 直前理事長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の経験を生かし、理事長の相談に応じること。

(2) この法人の運営に関して、必要な助言をすること。

3 直前理事長の選任及び解任は、総会において決議する。

4 直前理事長の報酬は、無償とする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、顧問1名を置くことができる。

2 顧問は、理事長経験者とし次の職務を行う。

(1) 理事長の経験を生かし、理事長の相談に応じること。

(2) この法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言をすること。

3 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(事務局)

第33条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等に関する事項については、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事長が必要と認め、かつ理事会の承諾を得た会員は理事会に出席し、理事長の指名により意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第36条 理事会は、毎月1回、理事長が招集する。

2 前項のほか、次のいずれかに該当する場合には、理事長が臨時理事会を招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事又は監事から、理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(3) 理事長は、前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(4) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれに当たる。

(理事会の決議及び定足数)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数の議決をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

7

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事、監事及び当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 例会及び委員会

(例会)

第41条 この法人は、全会員をもって構成する例会を毎月1回以上開催する。

2 その他の例会の運営に関する事項については、理事会において別に定める。

(委員会)

第42条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会の数及び名称は理事会において定める。
- 3 それぞれの委員会は、理事1名以上と正会員若干名をもって構成する。
- 4 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 委員会が担当する事業に係る事業計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 理事会の決議を得た事業を業務執行理事のもと、運営すること。
 - (3) 当該事業終了後、理事会に報告すること。
- 5 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 その他の委員会の運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会及び通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

8

第46条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をする事ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は鈴木充士とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(一社) 人間青年会議所会員資格規則

第1章 総則

第1条 本規則は、一般社団法人人間青年会議所（以下「この法人」という。）の定款16条1項4号、定款6条3項等に基づき会員資格に関する事項を規定するものである。

第1章 正会員

(入会申込)

第2条 正会員の入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、理事長の指定する入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の推薦人は、その事業年度、当該入会希望者の義務履行、特に会費の納入に関して、連帯保証しなければならない。

(入会決定)

第3条 理事会による入会の承認決議があった時点で、入会を希望する者はこの法人の正会員となり、その資格と義務が発生する。

(休会)

第4条 出産や出生から1年未満の育児、病気または海外出張等、あるいはやむを得ない事由により、長期間にわたる欠席を余儀なくされる正会員は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

2 休会した正会員は、定款41条3項により、例会等の出席の努力義務を免れる。

3 休会の期間は特に設けない。

4 休会している会員の退会は文書をもって、理事長に届け出るものとする。

5 休会している会員の復帰については、例会への出席をもって復帰とする。

6 各事業（総会及び理事会は除く）の出席状況の計算において、休会中の正会員は分子にも分母にも算入しない。

7 出産や出生から1年未満の育児を理由とする休会の場合は、休会期間中の会費は発生しないものとする。但し、期間を一年以内とし、一年を超える休会の場合、会費は発生するものとする。また、申請する場合は当該年度の年会費を遅滞なく納入しなければならない。

(通知)

第5条 理事長は、正会員の、入会、休会、および資格喪失（卒業による場合を除く）があった場合、遅滞なく全正会員に、その旨を通知しなければならない。

第4章 特別会員

第6条 この法人の卒業者は、原則として特別会員になる資格を有する。

第7条 特別会員になることを希望する卒業者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会に承認後

に、所定の入会金を納入したら、特別会員となる。

第8条 特別会員は、この法人の対内事業、およびこの法人の会員を対象とした外部のイベント（ゴルフコンペなど）に参加することができる。ただし、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第9条 当該特別会員が、この法人にふさわしくないと思料される場合、弁明の機会を与えた上で、理事会の決議により除名することができる。

第5章 名誉会員

第10条 正会員及びこの法人の特別会員でないものでこの法人の設立発展に功労のあったもので、理事会の推薦により、理事会の決議によって名誉会員となる。

第11条 名誉会員は、理事長の承諾を得てこの法人の対内事業、およびこの法人の会員を対象とした外部のイベントに参加することができる。ただし、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第12条 当該名誉会員が、この法人にふさわしくないと思料される場合、弁明の機会を与えた上で、理事会の決議により除名することができる。

第6章 役職会員

第13条 この法人の正会員でない者が、監事、直前理事長、もしくは顧問に選任された場合、役職会員の地位が当然に付与される。

第14条 役職会員は、この法人の対内事業、およびこの法人の会員を対象とした外部のイベントに参加することができる。ただし、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第15条 役職の任期満了、辞任、解任をもって、役職会員の資格を失効する。

第7章 賛助会員

第16条 この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は賛助会員となることができる。

第17条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

第18条 賛助会員としての資格は、この規則で定める年会費を支払ったときに発生し、年会費を支払った事業年度の末日に一旦停止する。一旦停止した賛助会員資格は、年会費を支払うと理事会の承認を経ることなく復活する。

第19条 当該賛助会員が、この法人にふさわしくないと思料される場合、弁明の機会を与えた上で、理事会の決議により除名することができる。

第8章 会費

第20条 定款第8条の会費は下記のとおりとする。

入会金（入会時のみ）	正会員	金 30,000 円
------------	-----	------------

	特別会員	金 50,000 円 (終身)
年会費 (毎事業年度)	正会員	金 100,000 円
	賛助会員 (法人・団体)	1 口金 20,000 円(1 口以上)
	賛助会員 (個人)	1 口金 10,000 円(1 口以上)

- 2 あらたに入会を承認された者の年会費については、入会を承認された月より月割りで納金する。
- 3 正会員が退会すると同時に入れ替わりでその正会員の親族、または同じ会社の従業員もしくは役員が正会員として入会する場合、入会金は免除し、年会費の支払い実績も受け継ぐことができる。

第21条 前条の正会員会費の支払い義務の発生日および期限は、次のとおりとする。

- (1) 正会員入会金 理事会の入会承認をもって支払い義務が発生する。納付期限は認証された月の、翌月末日か、事業年度末日の、どちらか早い方とする。
- (2) 正会員年会費 1月1日時点で正会員の地位にあるものは、その事業年度の年会費を全額支払う義務が発生する。納付期限は、当該事業年度の1月末日とする。
- (3) 新入会員年会費 入会した者のその事業年度の年会費は、発生及び期限は、1号の入会金の規定と同じとする。

第22条 定款13条1項1号の期限は、支払い義務が発生した事業年度の末日とし、その日が終了した時においても未納だった場合、会員資格を喪失する。

第9章 その他

第23条 個別の事案に対して、この規則とちがう運用が定款16条7項により総会で決議された場合は、法令および定款に反しないかぎり、その決議をこの規則に優先する。

第24条 本規則は、総会による定款21条1項の決議をもって、改廃することができる。

附 則

- 1 この規則は、総会によって可決したときから施行する。
- 2 この規則が施行されると同時に、1977年4月24日から施行されている(社)入間青年会議所会員資格規定は廃止する。

(一社) 入間青年会議所役員選出の方法に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の定款35条4項により、次年度の役員を選出の方法を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 候補者 選挙で選出、または理事長により指名され、これを内諾したが、まだ総会で選任、または理事会で選定もしくは選任されていない者をいう。
- (2) 予定者 総会で選任、または理事会で選定もしくは選任されたが、まだ就任していない者をいう。

(通則)

第3条 この規程で規定されている選挙は、すべて秘密選挙、かつ平等選挙とする。

- 2 この規程で規定されている委員会の議事内容は、すべて非公開とする。
- 3 この規程で規定されている委員会の構成員の表決権は、すべて1票とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第4条 理事長・監事の選出委員及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会を置く。(以下、選挙管理委員会という。)

- 2 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名、選挙管理委員4名以内で構成する。
- 3 選挙管理委員会の委員長及び委員は、独立してその権限を行う。
- 4 理事長は、委員長を理事のうちから、選挙管理委員を正会員のうちから指名により選任し、7月の理事会で報告しなければならない。
- 5 構成員の欠損が生じた時は、理事長は補欠を指名し、その後招集される理事会で、その旨を報告しなければならない。

(選挙管理委員長)

第5条 委員長は、選挙管理委員会を招集し、議事を整理し、選挙の管理及び執行に関して責任を負う。

- 2 委員長は、この規程に、誤字脱字、不備、疑義、矛盾、選出数がこの法人の実態に対して過大もしくは過小など、なんらかの問題点を発見した場合、改正案を立案したうえで、理事会に上程しなければならない。
- 3 前項は、この規程の改正案を理事会に上程できる者は委員長のみであると解してはならない。

(選挙管理委員会の決議及び定足数)

第6条 選挙管理委員会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席した構成員の過半数をもって行う。

第3章 理事長・監事選出委員選挙

(選出委員選挙の執行)

第7条 選挙管理委員会は7月の例会の際に、理事長・監事選出委員選挙を執り行わなければならない。

- 2 前項の選挙により、理事長・監事選出委員（以下、選出委員）を6名選出する。
- 3 1項の被選挙人は、選挙時点でのこの法人の、正会員であり、かつ理事経験者であり、かつ理事長未経験者が、自動的に立候補される。
- 4 1項の選挙人は、当該例会に出席している正会員とし、1人につき、3名投票することができる。
- 5 最低位同得票があった場合には、選挙管理委員会の決議によって選出する。
- 6 本選挙の被選挙人の獲得票数は、選挙管理委員会内で秘匿しなければならない。

第4章 理事長・監事の選出

第8条 理事長・監事選出委員会（以下、選出委員会）は、次年度理事長候補者1名と、必要があれば次年度監事候補者1名以上を、決議によって選出しなければならない。

- 2 選出委員会は、理事長が招集し、議事を進行する。
- 3 選出委員会は、理事長と、前章で当選した選出委員で構成する。
- 4 選出委員会の決議は、構成員5名以上の賛成を持って行う。
- 5 正会員である理事長経験者は、選出委員会の会合に参加して意見をいうことができる。

第9条 前条で選出する理事長候補者は次の各号を満たさなければならない。

- (1) 現在正会員であること。
- (2) 次年度も正会員の資格があること。
- (3) 会費の未納がないこと。
- (4) 業務執行理事、もしくは監事の経験があること。
- (5) 監事に就任している場合、次年度に任期が残っていないこと。

第10条 選出委員会は次年度の監事候補者を選出する場合、次年度の監事の定員が定款で定められた数を超えないようにしなければならない。

- 2 現在の監事全員の任期がその年度で終わる場合、選出委員会は少なくとも1名は次年度監事を選出しなければならない。

第11条 選出委員会が、理事長および監事を選出したら、理事長は遅滞なく全正会員に電子メール等でその結果を報告しなければならない。

- 2 前項の通知を持って、選出委員会は解散する。

第5章 理事選挙

(名簿作成)

第12条 選挙管理委員会は、理事長・監事の次年度候補者の決定報告を受けたら、次年度の理事候補者

(理事長を除く)を決める理事選挙の、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人)

第13条 理事選挙の選挙人は、選挙人名簿作成時点で正会員であり、かつ会費の納入を遅滞していない者とする。

(被選挙人)

第14条 理事選挙の被選挙人は、被選挙人名簿作成時点で次の各号の条件を満たす者が自動的に立候補される。

- (1) 正会員である者
- (2) 次年度も正会員の資格のある者
- (3) 本年度を含む過去2カ年において連続して役員の地位にない者
- (4) 次年度理事長候補者、次年度監事候補者、次年度も任期が残っている現在の監事のいずれでもない者
- (5) 会費の納入を遅滞していない者
- (6) 理事長の経験のない者

(名簿開示)

第15条 選挙人及び被選挙人名簿が作成されたら、選挙管理委員会はこれを5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供するとともに、理事長は電子メール、もしくはSNS等でこれを全正会員にこれを通知しなければならない。

(異議申立)

第16条 前条名簿に脱漏又は誤載を見つけた者は、縦覧期間に、理由を記載した申立書をもって、選挙管理委員会に異議を申立てることができる。異議申立があった場合、委員会はすみやかにこれを調査し、異議を認めるか却下するかを決議しなければならない。

- 2 異議を認めた場合は速やかに名簿を更新し、かつ遅滞なくその決定と訂正された名簿を全正会員に通知しなければならない。
- 3 異議を却下した場合は、決定書に主文と理由を記載し、決議に加わった選挙管理委員会全員が記名押印した上で、決定書を申立人に渡さなければならない。

(理事選挙の執行)

第17条 選挙管理委員会は、選挙通知書、並びに投票券を、締切日の3日前までに、郵送、もしくは電子的方法により、選挙人に交付若しくは送付しなければならない。

- 2 前項の選挙通知書には、被選挙人名簿、理事選挙で選出する理事候補者数、各選挙人が投票できる被投票者数、投票締切日を記載しなければならない。
- 3 前項の理事選挙は完全連記投票とし、選出する理事候補者数および投票券に記載できる被投票者数は、選挙通知書を発送する時点の正会員数の10% (小数点以下切り上げ) とする。
- 4 電子的方法により選挙を行う場合は、この規程に照らして、正確性、秘密性等が担保できるかを選挙管理委員会で十分に調査し、監事の承認を取らなければならない。

第18条 投票の有効、無効について疑義がでた場合は、選挙管理委員会で決議する。

第19条 開票は選挙管理委員会が、現在の監事の立合の上、これを行わなければならない。ただし、電子的方法で選挙した場合はこの限りではない。

第20条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には選挙管理委員会及び現在の監事の立合の上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第21条 理事選挙の被選挙人の獲得票数は、選挙管理委員会、開票に立ち会つた監事、現在の理事長で秘匿しなければならない。

第22条 前条により理事候補の当選者が決定した場合は、理事長はすみやかに電子メール等でその結果を全正会員に通知しなければならない。

2 前項の通知を持って、選挙管理委員会は解散する。

第23条 当選者には、全正会員の期待に答え、次年度理事の就任を快諾することを要請する。

2 次年度理事長候補者も、当選者に対して遅滞なく次年度理事の就任を要請しなければならない。

第6章 指名選出

(理事候補者の指名選出)

第24条 次年度理事長候補者は、前章に定める理事選挙による当選者の就任諾否の回答が全て出そろつたら、残りの理事を指名により選出しなければならない。ただし、下記に掲げるものは、被選者となり得ない。

- (1) 次年度の監事候補者、もしくは次年度も任期が残っている現在の監事
- (2) 第5章に定める理事選挙によって当選が確定した者
- (3) 次年度において正会員の資格がない者
- (4) 会費の納入を遅滞している者
- (5) 理事就任の内諾を得られない者

(監事候補者の指名選出)

第25条 次年度理事長候補者は、前章に定める理事選挙による当選者の就任諾否の回答が全て出そろつたら、必要により次年度監事候補者を指名することができる。

2 前項の指名可能数は、定款で定められた監事の定員から、次年度も任期が残っている監事の数と、選出委員会によって選出された監事候補者数を減じたものを限度とする。

第7章 候補者から予定者へ

(総会招集準備)

第26条 理事長は、次年度理事および次年度監事（以下、次年度役員という）の候補者が全て内定した後、招集される理事会で、次年度役員を選任案、並びに臨時総会（以下、夏季総会という）の招集決議案を上程し、承認を受けなければならない。

2 夏季総会は遅くとも8月30日までに招集しなければならない。

(総会による次年度役員の見定)

第27条 理事会は、夏季総会に、前条で可決した次年度役員を選任案を上程する。

2 前項の議案を総会が一部、又は全部否決した場合、以後、理事長はこの規程から離れ、法令と定款に従って、必要な措置を講じなければならない。

3 1項の議案の総会承認によって、各役員候補者は予定者となる。

(理事会による次年度の役職の最終決定)

第28条 理事長は、役員人事が夏季総会によって承認された後に招集される理事会において、次の各号の選任または選定決議案を上程し、承認を受けなければならない。

(1) 次年度理事長選定決議案

選出委員会によって次年度理事長候補者に選出され、かつ総会で次年度理事予定者に選任された者を上程しなければならない。

(2) 次年度業務執行理事（専務、副理事長、事務局長など）選定決議案

次年度理事予定者の中から、次年度理事長によって指名され、かつ就任を受諾した者を上程しなければならない。

(3) 次年度委員会委員長選任決議案

次年度理事予定者の中から、次年度理事長によって指名され、かつ就任を受諾した者を上程しなければならない。

(4) 次年度副委員長選任決議案

次年度正会員資格者の中から、次年度理事長によって指名され、かつ就任を受諾した者を上程しなければならない。

(5) 次年度直前理事長選任決議案

次年度理事長に就任を要請され、かつ理事長本人が受諾した場合に限り、上程する。なお、理事会としては、特段の事情がない限り、就任を受諾することを要請する。

(6) 次年度顧問選任決議案

次年度理事長が、理事長経験者に就任を要請し、かつ本人が受諾した場合に限り、上程することができる。

2 前項の議案の可決をもって、各役職候補者は予定者となり、以後、次年度理事長予定者は、定款44条で掲げる理事予定者会議を招集することができる。

第9章 その他

第29条 この規程と異なる決議を理事会が行った場合、法令、定款、総会が制定した規則、総会決議に反しないかぎり、その決議をこの規程に優先する。

第30条 この規程は、理事会の決議によって、改廃することができる。

附則

第1条 この規程は、理事会で承認された直後から施行する。

第2条 この規程の施行と同時に、1977年4月24日以降に施行されていた役員選任規定は廃止する。

(一社) 入間青年会議所運営規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は定款35条4項により、この法人の役職権限、会議体、例会等に関する事項を規定するものである。
- 第2条 「JC関係者」とは日本青年会議所の会員会議所の会員、および卒業者をいう。
- 2 「JAYCEE」とは、日本青年会議所の会員会議所の会員のうち、会員会議所の総会で表決権を持つ20歳から40歳までの者をいう。
 - 3 「執行部」とは、理事長、専務理事、事務局長、その他理事長が指定するものをいう。
 - 4 「役員」とは理事および監事をいい、直前理事長、顧問などは、理事を兼任させる場合を除いては含まない。
 - 5 「フロアメンバー」とは、委員長、もしくは副委員長の職務にない委員会の委員をいう。
 - 6 「JCルーム」とは、定款に定める事務所をいう。
 - 7 「卒業生」とは、会員会議所の正会員のうち当該事業年度の終了をもって卒業を予定している者をいう。
 - 8 「OB」とは、会員会議所を卒業した者をいう。

第2章 役職

第3条 本会議所の役職は法令、定款、規則に定める事項のほか、次の権限、任務を有する。

(1) 理事長

- イ 総ての事業の総括責任をもつ。また日本青年会議所の、総会、会員会議所会議などにこの法人を代表して出席し、この法人の有する表決権または投票権の行使および意見表明を行う。権利をどう行使するかは、理事長に一任する。
- ロ 日本青年会議所の各種会議に対する、自身の出席実績、議題の概要、自身の表決もしくは投票の内容や、会員から退会届けを受理している場合はその旨などを、定款27条4項に定める職務執行状況報告で報告しなければならない。

(2) 副理事長

- イ 自身が担当する委員会（以下、担当委員会という）を指導し、活動を活性化させ、委員会間や、委員長と理事長の連絡調整をはかる。
- ロ 自身の前回の職務状況執行報告（事業年度最初の報告の場合は1月1日）から現在まで、担当委員会の開催回数とそれに対する各委員の出席回数（所定用紙で記録があるものに限る）およびそれに対する自身の所感を、職務執行状況報告で報告しなければならない。
- ハ 担当委員会に例会出席率が著しく悪い委員がいるか否か、いる場合はその氏名と指導方針（出席を引き続き催促する、休会勧告を行う、入替り勧告を行うなど）もしくは指導結果を、職務執行状況報告で報告しなければならない。

(3) 専務理事

- イ 理事長の側近として理事長を補佐する。日本青年会議所や他の会員会議所との連絡窓口になる。理事長が主催する会で特段の定めがなかった場合、司会をする。
- (4) 事務局長
 - イ この法人の財務、総務、庶務を担当する。財政審査会を主催し、理事会上程前の議案について、予算の観点から審査し、提出者に助言する。問題が是正されないまま議案が理事会に上程された場合は、当該議案の協議または審議の際、その問題点を報告する。会費の納入を管理し、遅滞している会員に対して、督促を行う。
 - ロ 会員資格規則に定める会費の納入を遅滞している正会員がいるか否か、いる場合はその氏名を、職務執行状況報告で報告しなければならない。
- (5) 直前理事長
 - 毎回、理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務その他について必要な助言をする。
- (6) 顧問
 - 毎回、理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務その他について必要な助言をする。
- (7) 委員長
 - 委員会を主催し、詳細事業計画書を作成して理事会に上程し、当該事業を実行責任者として指揮し、事業が終わればその結果を理事会に報告する。
- (8) 副委員長
 - 委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。
- (9) 監事
 - 事業の遂行に直接関与せず、第三者の視点で事業を観察し、講評を行う。また財政審査会の構成員として、理事会上程前の議案について、予算の観点から審査し、提出責任者に助言し、問題が是正されないまま理事会に上程された場合は、当該議案の協議または審議の際、その旨を報告する。
- 2 定款44条1項により作成する事業計画に、前項と矛盾する記載があった場合（たとえば、財務は事務局長ではなく財務局長が担当する、総務は事務局長ではなく総務委員会委員長が担当する、事務局長を選定せず専務理事がその職務を行うなど）、事業計画を優先する。

第3章 例会

第2条 J C関係の公務のためにあらかじめ届出て欠席した場合は出席したものとして取扱う。

第3条 正会員は、ある例会に出席できない場合、下記の会合の中から理事長が指定したものに出席し、出席した旨を理事長まで文書で報告した場合、欠席した例会を出席扱いにすることができる。ただし、主催者側の承認印を必要とする。

- (1) J C I 諸会議
- (2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会
- (3) 各地の J C の認承証伝達式及び記念
- (4) 会員会議所例会、ブロック協議会全体委員会

- 2 数日間にわたって開催される会合は1回として扱う

第7条 例会のドレスコードは、原則、例会ごとに詳細事業計画書で定める。

- 2 上記定めがない場合は理事長が決定し、理事長の決定もないときは次のとおりとする。

- (1) 10月から4月まで、男性はスーツ、女性は式典にふさわしい服を着用の上、名札と会員証をつける。
- (2) 5月、10月は、クールビズで、名札をつける。
- (3) 6月から9月は、スーパークールビズで、名札をつける。

- 3 本条の規定は、総会にも準用する。その際、詳細事業計画書は総会招集決議に読み替えるものとする。

第8条 例会を遂行する担当委員会の担当副理事長、および理事長は、例会の次第について、理事会の審議可決後であっても、変更を禁止する理事会の宣言がある場合を除いては、諸事情を勘案し、項目を割愛したり、担当者を変更したりするなど、微修正を行うことができる。

第9条 例会の正会員出席率の計算では、休会中の正会員の計算は会員資格規則に従い、また役職会員の数を算入しないように注意しなければならない。

第10条 年間のすべての例会に出席した正会員は、事業年度の最後の例会において、褒賞する。

- 2 入会してから卒業までに開催されるすべての例会に出席した正会員は、卒業式で褒賞する。

第4章 理事会

第10条 議長は、ロバート議事法を順守して議事を進行しなければならない。

第11条 1度否決された議案でも、採決で反対した理事の意見を集約して問題点が修正されたと認められる議案は、否決された議案と同一視せず、一事不再議の原則は適用しない。

第5章 委員会

第12条 この章では定款42条5項により、委員会の運営について定める。

第13条 委員会は、委員で構成する。委員は、委員長、副委員長及びフロアメンバーのことをいう。

第13条 委員会は原則として委員長が招集し、委員2名以上の参加で成立する。

第14条 委員会が議案を理事会の審議に上程する場合、事前に委員会内で採決を行い、可決しなければならない。決議は採決に出席している委員全員の賛成を原則とするが、意見がまとまらない場合、過半数の賛成で決することができる。委員全員の賛成でない議案の場合、理事会での当該議案の審議の際、反対者の氏名と反対討論の要旨を報告しなければならない。

- 2 前項の詳細事業計画書は、2名の理事の記名押印を行ってから上程するものとする。

第15条 委員会は、原則、JC宣言文朗読並びに綱領唱和を行って開会する。

第16条 委員会は、まだ理事会で審議が可決されていない事業に関して、この法人の、正会員もしくはOBのいずれでもない外部協力者と会合する場合、担当副理事長、もしくは理事長が指名した者を同席させなければならない。

第17条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業は、理事会での承認を要しない。ただし、理事長、および担当副理事長の指導には服さないといけない。

- (1) 例会ではないこと。
- (2) JC関係者及びこの法人の入会検討者のみを対象とする事業または情報発信であること。
- (3) 予算の執行が不要なこと。

第18条 委員長は、委員会の開催時に、所定の用紙を用いて出席委員の署名をとり、随時、担当副理事長に提出しなければならない。

第6章 スタッフ会議

第19条 スタッフ会議は、理事長と業務執行理事で構成し、直前理事長、監事、顧問は参加することができる。

第20条 スタッフ会議は、理事長が招集し、議事を進行する。

第21条 スタッフ会議は、理事会開催前に、幹部による率直な意見交換、情報共有を目的とする。

第22条 理事会に議案を上程する場合は、事前にスタッフ会議に提出することを原則とする。

2 前項にかかわらず、理事長は理事会の招集者兼議長として、スタッフ会議を経ることなく議案を予定議案として理事会に上程することができる。その場合、当該議案がスタッフ会議で検討されていない旨を、理事長、業務執行理事、直前理事長、監事、又は顧問は理事会で報告しなければならない。

3 第1項、前項にかかわらず、理事は議案を一般議事の動議として理事会に提出することができる。ただし、当該動議がロバート議事法に基づき可決されない場合は審議に付されない。

第23条 理事会からスタッフ会議に付託された議案を審議したり、スタッフ会議として理事会に議案を上程したりするなど、スタッフ会議が意思決定を行う場合、構成員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって決しなければならない。構成員の表決権は1人1票とする。

第7章 財政審査会

第24条 財政審査会は、事業計画に何らの定めがない場合は、事務局長と、監事で構成する。

第25条 予算の執行を必要とする計画を、協議、審議にかかわらず理事会に予定議案として上程する場合は、事前に財政審査会の助言を受けることを原則とする。

2 前項にかかわらず、理事長は理事会の招集者兼議長として、財政審査会を経ることなく議案を予定議案として理事会に上程することができる。その場合、当該議案が財政審査会の助言を受けていないことを理事長もしくは財政審査会構成員は報告しなければならない。

3 第1項、前項にかかわらず、理事は議案を一般議事の動議として理事会に提出することができる。ただし、当該動議がロバート議事法に基づき可決されない場合は審議に付されない。

第26条 財政審査会は、当該議案に財政上の問題点がある場合、上程者に助言を行わなければならない。その後、問題点が是正されないまま当該議案が理事会に上程された場合、問題点を理事会に報告しなければならない。

第27条 財政審査会は、あくまで委員会や理事会に財政の助言をする機関であって、財政審査会の否認を理由に議案を理事会に上程させないなど、拒否権をもった機関と解してはならない。

第8章 理事予定者会議

第28条 本章では、定款44条2項により、理事予定者会議について定める。

- 2 本章で、定款を準用する規定については、
理事は次年度理事予定者に、
理事長は次年度理事長予定者（以下、単に次年度理事長という）に、
監事は次年度監事予定者に、
直前理事長は次年度直前理事長予定者に
顧問は次年度顧問予定者に読み替えるものとする。

第29条 理事予定者会議の構成については、定款34条を準用する。

第30条 理事予定者会議は、理事会の持つ定款35条の権限及びその他法的権限を有しない。よって、理事予定者会議で可決した議案の中で、法的効力が必要なものについては、理事会に回付しなければならない。

第31条 理事予定者会議は、次年度理事長が必要に応じて招集する。

第32条 理事予定者会議の議長は、定款37条を準用する。

第33条 理事予定者会議の決議及び定足数は、定款38条を準用する。

第34条 理事予定者会議の議事録については、定款40条を準用する。

第9章 その他

第35条 この規程は、理事会の決議で、改廃することができる。

附則

第1条 本規程は、本規程が理事会の審議で可決されたと同時に施行する。

第2条 本規程の施行と同時に、1977年4月24日より施行されている、社団法人人間青年会議所運用規定は廃止する。

(一社) 入間青年会議所庶務規程

第1章 目的

第1条 この規程は、定款35条4項により、この法人の庶務に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 事務局長は事務局の統轄、管理にあたる。

第3条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理、保存しなければならない。

- (1) この法人の定款並びに諸規定…………… 永久保存
- (2) 総会及び理事会の議事録…………… 永久保存
- (3) 会計帳簿…………… 7年間保存
- (4) 決算書類および事業報告…………… 10年間保存
- (5) 日本青年会議所及び青年会議所関係の文書綴…………… 1年間保存
- (6) 会報綴…………… 1年間保存
- (7) 事務局日誌…………… 3年間保存
- (8) 受発信簿…………… 1年間保存
- (9) 前項に属さない文書…………… 1年間保存

第4条 前条の期間を超えた文書については、理事長と監事、全員一致の意見で廃棄することができる。

- 2 12月に、事務局長は、事務局員とともに廃棄可能な書類がどれかを調査し、理事長に報告しなければならない。
- 3 1項により文書の廃棄が行われた場合、その直後に招集される理事会で、処分の決定に関与した理事長または直前理事長は、その旨を報告しなければならない。

第5条 第3条の期間を超えてない書類についても、法令で定められた保存義務期間を経過していれば、理事会の決定によって処分することができる。

第6条 事務局長は備品台帳を管理しなければならない。

第3章 会計経理

第7条 この法人の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿
(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 計算書類および事業報告
(貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告、監査報告、財産目録等)
- (3) 伝票
(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第8条 金銭の出納は事務局長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書

第9条 この法人の銀行の口座名義は当該年度理事長とし、銀行届出印は理事長印を使用する。

第10条 予算の執行にあたっては、単位事業が完了したときは速やかに領収書を理事長に提出しなければならない。

第4章 慶弔

第11条 正会員に贈る慶弔慰金や記念品について、理事会が承認した予算の範囲内なら、理事長は過去の例を勘案した上で、社会通念上妥当な額を支出することができる。

第4章 改廃

第12条 本規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則

- 1 この規程は、理事会で承認された時から施行する。
- 2 この規程の施行と同時に、1977年4月24日から施行されている旧規定は廃止する。